

第 13 号様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法(以下「法」といいます。)第 72 条の 25 第 2 項(法第 72 条の 25 第 6 項及び第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)又は第 4 項(法第 72 条の 25 第 7 項及び第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号)附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の道府県特別税等に関する暫定措置法第 10 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含みます。)により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、法第 72 条の 25 第 2 項又は第 4 項(これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定により申告期限の延長を受けようとする場合においては事業年度終了の日から 45 日以内に、法第 72 条の 25 第 6 項又は第 7 項(これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定により申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には、申告書の提出期限の到来する日の 15 日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に 2 通を提出してください。(※)ただし、2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所)所在地の道府県知事に提出してください。(※)大阪府に提出する場合は、1 通を提出してください。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。
- 4 「申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、申告書を提出できると認められる日を記載してください。
- 5 「申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第 72 条の 25 第 2 項(法第 72 条の 25 第 6 項及び第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を、法第 72 条の 25 第 4 項(法第 72 条の 25 第 7 項及び第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係(法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいいます。以下この記載要領において同じ。)がある連結法人(法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 4 に規定する連結法人をいいます。)の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいいます。以下この記載要領において同じ。)(当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人)が各連結事業年度の連結所得(法人税法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいいます。)の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を記載してください。
- 6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、法第 72 条の 25 第 4 項(法第 72 条の 25 第 7 項及び第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人(法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 3 に規定する連結子法人に限ります。)が記載してください。